

# 「都市農村交流促進しおり」作成委託業務プロポーザル実施要領

長野県企画振興部地域振興課

## 1 趣旨

この要領は、「都市農村交流促進しおり」作成委託業務の内容及び委託候補者選定のための公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務内容

(1) 業務名 「都市農村交流促進しおり」の作成委託業務

(2) 業務内容

本業務は都市住民に長野県の農山村の魅力を伝えるとともに、長野県内の農村体験情報を広く発信するためのしおりを別紙仕様書に基づき作成する。

(3) 履行期間 契約日から平成 27 年 3 月 30 日（月）までの間

(4) 委託概算額 1,501,200 円（上限額・税込）

(5) 費用

しおり作成に要する打ち合わせ・納品等の交通費などは、受託者の負担とする。

(6) その他 本業務の契約書案は別に定める。

## 3 委託候補者選定

本業務の委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うこととする。業務受託を希望する者は、プロポーザルに参加し、5 のとおり提案を行うこと。

提案内容等について審査の上、最も優れた作成能力を有すると認められる者を委託契約候補者とする。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担とする。

## 4 プロポーザルへの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、まず「参加申込書」（様式第 1 号（Word 形式））を持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出すること。（なお、FAX の場合は、必ず電話等で着信の確認をすること。）

なお、参加申し込みした場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、参加を辞退することができる。

(1) 参加申込書提出期限 平成 27 年 2 月 25 日（水）正午

(2) 参加申込書提出場所 長野県企画振興部地域振興課移住交流係  
（連絡先は下記 10 を参照）

## 5 プロポーザル参加の条件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項または長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと

(2) 本県における一般競争入札または指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A、B または C に格付けされている者であること

- (3) 長野県総務部長から、「物品の購入等入札参加者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止」を受けている期間中の者でないこと
- (4) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- (5) 長野県内に本店または支店を有する者であること
- (6) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打ち合わせに常時参加できる者であること

## 5 提案の方法

提案は、以下の必要書類の提出により行うこととする。

- (1) 提出書類
  - 「都市農村交流促進しおり」仕様書に基づき、「提案書」（任意様式・要デザイン案）を提出
- (2) 提出部数
  - 6部
- (3) 提出方法
  - 郵送又は持参により提出
- (4) 提出された提案書等の取扱い
  - ア 提案された提案書等は返却しない。
  - イ 提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。  
ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行う。
  - ウ 提出された提案書等は、提出後において内容の変更することはできない。
- (5) 提出先
  - 長野県企画振興部地域振興課移住交流係（連絡先は下記10を参照してください。）
- (6) 提出期限
  - 平成27年2月25日（水）午後5時（必着）

## 6 プレゼンテーション

提案内容に基づき、下記によりプレゼンテーションを行うこととする。

プレゼンテーションを欠席した場合には、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

- (1) 日時
  - 平成27年2月26日（木）（時間は提案者に対して別途案内）
- (2) 場所
  - 長野県庁西庁舎1階入札室

## 7 審査

- (1) 委託候補者の選定は、別途設置する選定委員会における審査により行う。
- (2) 審査は、提出された提案書等に基づき、以下の観点で行う。
  - ア デザイン性や作成技術が優れているか
  - イ 長野県の農山村の魅力が伝わるか
  - ウ 都市圏への広報として有効な手段が提示されているか
  - エ 費用が妥当か（費用相当に内容が充実しているか）
  - オ 実績、実施体制で総合的に優れているか
- (3) 提出書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効とする。
- (4) 選定結果については、別途文書で通知する。

## 8 非選定者に対する説明

提案書提出者のうち委託契約候補者以外の者は、選定結果の通知日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内であれば、長野県企画振興部地域振興課長に対して書面（任意様式）により非選定理由について説明を求めることができる。

回答は、説明を求める書面を長野県企画振興部地域振興課長が受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に行う。

## 9 委託契約候補者の選定後の手続き

県は、長野県財務規則に定める随意契約手続きにより、7の審査により選定された者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

なお、契約にあたっては、提案内容をもとに細部について地域振興課移住交流係と打ち合わせを行うこととする。

## 10 提案書等の提出先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部地域振興課移住交流係

電話：026-235-7024（直通）

FAX：026-235-7397

電子メール [iju-kouryu@pref.nagano.lg.jp](mailto:iju-kouryu@pref.nagano.lg.jp)

担当：安藤哲也（課長補佐兼移住交流係長）、柳澤雅裕（担当）